



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）により令和7年度日向市自動販売機設置場所貸付の契約を締結するので、入札に参加する者に必要な資格、入札の日時及び場所その他入札について必要な事項を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5、令第167条の6及び日向市財務規則（昭和42年日向市規則第1号）第90条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8年 1月26日

日向市長 西村 賢



1 入札に付する事項

令和8年度日向市自動販売機設置場所貸付

- 物件1：(1) いこいの峠〔駐車場〕
(2) 伊勢ヶ浜ビーチハウス〔休憩室前〕
(3) 塩田住宅〔集会所〕
(4) 江良近隣公園〔トイレ横〕
- 物件2：(1) 日向市文化交流センター〔大ホール〕
(2) 道の駅とうごう〔詩季彩A〕
(3) 道の駅ひゅうが〔駐車場A〕
- 物件3：(1) 道の駅とうごう〔詩季彩B〕
(2) 道の駅ひゅうが〔駐車場B〕
(3) 御銚ヶ浦公園〔公園南側花壇〕
- 物件4：(1) 日向市文化交流センター〔小ホール〕
(2) 道の駅とうごう〔詩季彩C〕
(3) 日向サンパーク〔テニスコート〕
(4) 後無田住宅〔正門横〕
- 物件5：(1) お倉ヶ浜ビーチハウス〔管理棟〕
(2) 道の駅とうごう〔味工房〕
(3) 日向サンパーク〔駐車場〕
(4) 石並駐車場〔トイレ横〕

※ 入札参加に必要な手続き及び物件の内容等については、別に定める「令和8年度日向市自動販売機設置場所貸付に係る条件付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）」による。

※ この令和8年度日向市自動販売機設置場所貸付（以下、「貸付」という。）は、隣接して自動販売機を設置している箇所があるため、次表の落札決定順位が上位の貸付落札者となったものは、落札となった時点で、下位の貸付の落札者になることはできない。

落札決定順位	物件番号	貸付場所
1	物件 2	(1)日向市文化交流センター[大ホール] (2)道の駅とうごう [詩季彩A] (3)道の駅ひゅうが [駐車場A]
2	物件 3	(1)道の駅とうごう [詩季彩B] (2)道の駅ひゅうが [駐車場B] (3)御鉾ヶ浦公園 [公園南側花壇]

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、市が自販機の設置・管理・運営が可能と判断した法人又は個人で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和57年日向市告示第34号）第10条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成29年日向市告示第61号）第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第10条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第8条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）、宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第29号。以下「県暴排条例」という。）及び日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号。以下「市暴排条例」という。）に従って、次の各号の事項を誓約するものとする。

1) 自らが暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものとして日向市暴力団排除条例施行規則（平成23年日向市規則第29号）で定める者をいう。）のいずれの者（以下これらの者を総称して「反社会勢力」という。）でないこと。

2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会勢力ではないこと。

3) 反社会勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

4) 本契約が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 次のいずれかに該当した場合には、何らかの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

1) 前項第1号又は第2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

2) 前項第3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

3) 前項第4号の確約に反した行為をした場合

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。

(9) 市税（日向市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(10) これまでに市が行った自販機設置場所貸付に係る入札において、落札後、正当な理由なく辞退した者（3年を経過したものを除く。）でないこと。

(11) 法人の場合は、宮崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は、日向市内で事業を営んでいる者であること。

(12) 入札公告の日から過去2年以内に、自販機の設置・管理・運営をした実績を有していること。

3 契約条項を示す場所

日向市本町10番5号 日向市総務部資産経営課

4 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年2月19日（木）午後2時から

(2) 場所

日向市本町10番5号 日向市役所 庁舎2階 入札室

5 入札保証金及び契約保証金について

免除とする。

6 貸付料の支払方法

- (1) 貸付料は、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額（落札金額の100分の10に相当する額）を加算した金額（1円未満切捨て）とする。
- (2) 貸付料は、市（貸付人）が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納入期限までに、当該年度分を納入するものとする。

7 入札の無効要件に関する事項

次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任をうけた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札金額内訳書の提出を要するもので、入札金額内訳書の提出のない入札
- (7) 物件ごとの最低貸付料に達しない価格で行った入札
- (8) 連合その他不正の行為があつた入札

8 落札者の決定

市が設定する年額の物件ごとの最低貸付料以上の価格で有効な入札を行った者のうち、最高の価格（賃貸借期間の1年度あたりの年額・税抜）を入札した者とする。

9 その他必要な事項

その他、入札参加に必要な手続き、契約の条件等については、「実施要領」による。